

様式第3号（第4条関係）

5 苅環第123号
令和6年2月1日

苅田町長 様

苅田町
苅田町長 遠田 孝一

一般廃棄物処分委託通知書

一般廃棄物の処分委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第9号イの規定に基づき、次のとおり通知します。

記

委託者	所在地	福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19-1		
	市町村等名	苅田町		
	担当部署	環境課廃棄物対策担当		
受託者	運搬業者(1)	●●運輸有限会社(●●県●●市●●町)		
	運搬業者(2)			
	運搬業者(3)			
	運搬業者(4)			
	運搬業者(5)			
	中間処理業者	大牟田リサイクル発電(株) (大牟田市健老町472番地)		
	最終処分業者	UBE三菱セメント株式会社 (東京都千代田区内幸町2丁目1-1)		
処分(再生)施設	UBE三菱セメント(株) 苅田セメント工場 (苅田町長浜町7番地)			
処理委託計画期間	2024/04/01	から	2025/03/31	まで
委託する一般廃棄物の種類、数量、処理方法	種類	数量	処理方法	
	焼却灰(主灰)	2,000 t	焼成(セメント資源化)	
添付書類	1 委託理由書(区域内での処理が困難な理由を記載) 2 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画 3 搬入方法及び搬入経路を記載した書類(図面等) 4 廃棄物の成分を証明する書類(ダイオキシン類等) 5 当該搬入団体と処理施設の委託契約書の写し			

様式第3号（第4条関係）

5 苧環第123号

令和6年2月1日

苧田町長 様

苧田町

苧田町長 遠田 孝一

一般廃棄物処分委託通知書

一般廃棄物の処分委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第9号イの規定に基づき、次のとおり通知します。

記

委託者	所在地	福岡県京都郡苧田町富久町1丁目19-1		
	市町村等名	苧田町		
	担当部署	環境課廃棄物対策担当		
受託者	運搬業者(1)	株式会社△△運輸(△△△県△△市△△町)		
	運搬業者(2)	◆◆運輸有限会社(◆◆県◆◆市◆◆町)		
	運搬業者(3)			
	運搬業者(4)			
	運搬業者(5)			
	中間処理業者	大牟田リサイクル発電(株) (大牟田市健老町472番地)		
	最終処分業者	UBE三菱セメント株式会社 (東京都千代田区内幸町2丁目1-1)		
処分(再生)施設	UBE三菱セメント(株) 苧田セメント工場 (苧田町長浜町7番地)			
処理委託計画期間	2024/04/01	から	2025/03/31	まで
委託する一般廃棄物の種類、数量、処理方法	種類	数量	処理方法	
	焼却灰(飛灰)	1,500 t	焼成(セメント資源化)	
添付書類	1 委託理由書(区域内での処理が困難な理由を記載) 2 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画 3 搬入方法及び搬入経路を記載した書類(図面等) 4 廃棄物の成分を証明する書類(ダイオキシン類等) 5 当該搬入団体と処理施設の委託契約書の写し			

様式第3号（第4条関係）

5 苅環第123号
令和6年2月1日

苅田町長 様

苅田町
苅田町長 遠田 孝一

一般廃棄物処分委託通知書

一般廃棄物の処分委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第9号イの規定に基づき、次のとおり通知します。

記

委託者	所在地	福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19-1		
	市町村等名	苅田町		
	担当部署	環境課廃棄物対策担当		
受託者	運搬業者(1)	●●運輸有限会社(●●県●●市●●町)		
	運搬業者(2)			
	運搬業者(3)			
	運搬業者(4)			
	運搬業者(5)			
	中間処理業者			
	最終処分業者	UBE三菱セメント株式会社(東京都千代田区内幸町2丁目1-1)		
処分(再生)施設	UBE三菱セメント(株)苅田セメント工場(苅田町長浜町7番地)			
処理委託計画期間	2024/04/01	から	2025/03/31	まで
委託する一般廃棄物の種類、数量、処理方法	種類	数量	処理方法	
	RDF不適物	350t	焼成(セメント資源化)	
添付書類	1 委託理由書(区域内での処理が困難な理由を記載) 2 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画 3 搬入方法及び搬入経路を記載した書類(図面等) 4 廃棄物の成分を証明する書類(ダイオキシン類等) 5 当該搬入団体と処理施設の委託契約書の写し			

様式第3号（第4条関係）

5 苅環第123号
令和6年2月1日

苅田町長 様

苅田町
苅田町長 遠田 孝一

一般廃棄物処分委託通知書

一般廃棄物の処分委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第9号イの規定に基づき、次のとおり通知します。

記

委託者	所在地	福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19-1		
	市町村等名	苅田町		
	担当部署	環境課廃棄物対策担当		
受託者	運搬業者(1)	●●運輸有限会社(●●県●●市●●町)		
	運搬業者(2)			
	運搬業者(3)			
	運搬業者(4)			
	運搬業者(5)			
	中間処理業者			
	最終処分業者	UBE三菱セメント株式会社(東京都千代田区内幸町2丁目1-1)		
処分(再生)施設	UBE三菱セメント(株)苅田セメント工場(苅田町長浜町7番地)			
処理委託計画期間	2024/04/01	から	2025/03/31	まで
委託する一般廃棄物の種類、数量、処理方法	種類	数量	処理方法	
	リサイクル不燃物	400 t	焼成(セメント資源化)	
添付書類	1 委託理由書(区域内での処理が困難な理由を記載) 2 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画 3 搬入方法及び搬入経路を記載した書類(図面等) 4 廃棄物の成分を証明する書類(ダイオキシン類等) 5 当該搬入団体と処理施設の委託契約書の写し			

様式第3号（第4条関係）

5 苅環第123号

令和6年2月1日

苅田町長 様

苅田町

苅田町長 遠田 孝一

一般廃棄物処分委託通知書

一般廃棄物の処分委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第9号イの規定に基づき、次のとおり通知します。

記

委託者	所在地	福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19-1		
	市町村等名	苅田町		
	担当部署	環境課廃棄物対策担当		
受託者	運搬業者(1)	●●運輸有限会社(●●県●●市●●町)		
	運搬業者(2)			
	運搬業者(3)			
	運搬業者(4)			
	運搬業者(5)			
	中間処理業者			
	最終処分業者	UBE三菱セメント株式会社(東京都千代田区内幸町2丁目1-1)		
処分(再生)施設	UBE三菱セメント(株)苅田セメント工場(苅田町長浜町7番地)			
処理委託計画期間	2024/04/01	から	2025/03/31	まで
委託する一般廃棄物の種類、数量、処理方法	種類	数量	処理方法	
	布団類・プラスチック類	500 t	焼成(セメント資源化)	
添付書類	1 委託理由書(区域内での処理が困難な理由を記載) 2 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画 3 搬入方法及び搬入経路を記載した書類(図面等) 4 廃棄物の成分を証明する書類(ダイオキシン類等) 5 当該搬入団体と処理施設の委託契約書の写し			